

阿久比町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年12月22日

阿久比町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本町は、町のほぼ中央を南北に流れる阿久比川とそれに注ぐ小河川に沿って、比較的平坦な地形とその周囲に小高い丘陵地帯が連なっている。古くから「米どころ」と知られ、稲作を主とする土地利用型農業を中心に、施設園芸、畜産等の農業経営が行われている。

名古屋都市圏域に接し、他産業の就業機会に恵まれている本町は農業の兼業化が進んだが、近年になって兼業農家の高齢化や後継者不足による農業者数の減少や担い手不足から耕作放棄地が増えつつあり、機械更新時や世代交代時を機にリタイヤする農業者の増加などにより、地域農業は益々厳しい状況に置かれている。

このような状況の中、当農業委員会としては、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地中間管理事業等を活用しながら農地等の利用の最適化に積極的に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と担当区域で活動する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が互いに連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の耕地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状	846 ha	22.7 ha	2.68%
3年後の目標 (平成32年4月)		19.8 ha	2.46%
目 標 (平成35年4月)		16.9 ha	2.00%

【目標設定の考え方】

平成29年度までの8年間での遊休農地の解消の実績は20.2haであるが、遊休農地の発生状況と現状を考慮し、3年後の目標として2.9haを解消し、平成35年度末までに遊休農地の割合を2.00%以下までに解消することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

・農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について、1年の内で集中して行う期間と担当区域を定め、農業委員と推進委員はそれぞれの区域について、協議検討を行い、調査の徹底を図る。

・なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施する。

・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

・利用状況調査とその結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- ・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

- ・県農業改良普及課、阿久比町、あいち知多農協、農地中間管理機構など関係機関と連携し、解消に向けて意欲的に取り組む農業者を掘り起し、耕作放棄地再生利用事業等の活用を図る。

③ 非農地判断について

- ・利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判定」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状	8 4 6 ha	1 6 7. 4 ha	1 9. 8 %
3年後の目標 (平成32年4月)		3 3 8. 4 ha	4 0. 0 %
目 標 (平成35年4月)		5 0 7. 6 ha	6 0. 0 %

【目標設定の考え方】

現状（平成29年3月末時点）の担い手への集積面積は167.4haであり、集積率19.8%であるが、「阿久比町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下、「基本構想」という。）において、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の利用に占める面積のシェアの目標を6割としていることから、平成35年度末までに、担い手への農地利用の集積率を60.0%まで引き上げることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- ・農業委員会として、地域（1地域又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

・相続等により農地を取得した非農家に対し、地域農業への理解を深める場として、協議の場への参加を促す。

② 農地中間管理機構との連携について

・農業委員会は、阿久比町、あいち知多農協、愛知県農地中間管理機構など関係機関と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてのリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成と見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

・町内の農地利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の継続を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて

・現在、本町内では農地の所有者等を確知することができない農地については、ないが、今後、農地の所有者等を確知することができない農地を把握した場合は、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状	1 人 (0. 4 5 ha)	0 法人 (-ha)
3年後の目標 (平成 32 年 4 月)	9 人 (2. 7 ha)	1 法人 (1. 0 ha)
目 標 (平成 35 年 4 月)	1 5 人 (4. 5 ha)	2 法人 (2. 0 ha)

【目標設定の考え方】

過去3年間の実績及び「阿久比町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に

基づき、新規参入者数の目標を設定する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

・ 県農業改良普及課、阿久比町、あいち知多農協、農地中間管理機構など関係機関と連携し、町内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

・ 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、将来の担い手として育成の役割を担う。